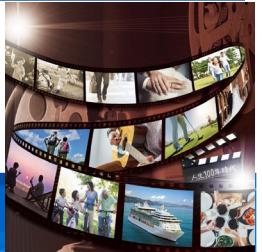


人生100年時代・世界分散ファンド

(資産成長型) / (3%目標受取型) / (6%目標受取型)



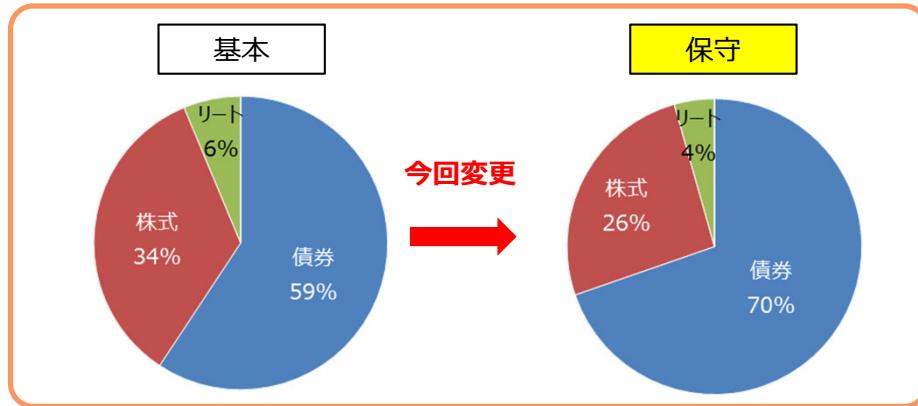
資産配分変更のお知らせ

平素は「人生100年時代・世界分散ファンド（資産成長型）／（3%目標受取型）／（6%目標受取型）」（以下、当ファンド。3つのコースをそれぞれ（資産成長型）、（3%目標受取型）、（6%目標受取型）ということがあります。）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当ファンドが組み入れる外国投資信託「SMAMグローバル・アセット・アロケーション・サブ・トラスト」（以下、組入外国投資信託）において、資産配分を「基本」から「保守」に変更いたしました。つきましては、資産配分変更の理由、今後の市場見通し等をご報告申し上げます。

資産配分の変更について

当ファンドの組入外国投資信託では、2020年1月6日以降、資産配分を「保守」から「基本」に変更し運用を行っていましたが、2020年2月19日付で資産配分を「基本」から「保守」に変更いたしました。



(注) 四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

(出所) 日興グローバルラップのデータを基に委託会社作成

※上記は過去のデータに基づき作成したものであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※上記は資産配分の目標であり、実際のファンドの資産配分比率とは異なります。

<ご参考> 局面判断と資産配分について

- 当ファンドでは、資産配分の選択にあたり、金融市場の定量分析、および先端テクノロジーであるビッグデータ・テキスト分析を基に日々で局面判断を行います。定量分析では株式・債券・為替市場における指標を基に算出するリスク・アペタイト・インデックス（RAI）により、投資家のリスク許容度の高低を判断、ビッグデータ・テキスト分析では世界47カ国新聞やニュースの分析を行い、「ポジティブ」「ネガティブ」を判断します。
- 中長期的な目標リターン*が「短期金利相当分+年3%」となる資産配分を「基本」として決定します。「基本」よりリスクが低い資産配分を「保守」、高い資産配分を「積極」として決定します。
- *目標リターン（短期金利相当分+年3%程度）は、各コースの信託報酬および各コースが投資対象とする外国投資信託の運用報酬等控除後。
- 局面判断に応じて、「保守」、「基本」、「積極」の3つから最適なポートフォリオを選択します。資産配分変更後は、運用の効率性を考慮し、一定期間資産配分の変更を行いません。
- 「保守」、「基本」、「積極」の資産配分においては、投資対象資産の合計組入比率を高位に保つことを原則としますが、市況動向に急激な変化が生じ、市場リスクが高まったと判断する場合、「保守」の資産配分のうち株式およびリートの一部を現金化することがあります（「保守」（一部現金化））。

目標とする資産配分の詳細（資産種別および組入上場投資信託（ETF））	資産配分比率（%）		
	前回 「基本」 (2020/1/6)	今回 「保守」 (2020/2/19)	
債券	59.3	69.7	
先進国債券	バンガード・米国トータル債券市場ETF バンガード・トータル・インターナショナル債券ETF	11.7 20.7	18.3 32.2
新興国債券	バンガード・米ドル建て新興国政府債券ETF	14.8	10.3
米国ハイイールド社債	SPDR® ブルームバーグ・パークレイズ・ハイ・イールド債券ETF	12.1	8.9
株式	34.4	25.9	
国内株式	iシェアーズ・コア TOPIX ETF	15.0	11.5
先進国株式	iShares MSCI World ETF	15.8	12.3
新興国株式	iShares Core MSCI Emerging Markets ETF	3.6	2.1
リート	6.3	4.4	
国内リート	iシェアーズ・コア リート ETF	3.8	1.6
世界リート	iShares Global REIT ETF	2.5	2.8
現金	0.0	0.0	

(注) 四捨五入の関係上、合計が合わない、または100%にならない場合があります。

(出所) 日興グローバルラップのデータを基に委託会社作成

※上記は過去のデータに基づき作成したものであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

※上記は資産配分の目標であり、実際のファンドの資産配分比率とは異なります。

局面判断とその判断理由

- 2月中旬にニュース指数が悪化し、投資環境の弱さを示唆したことから、資産配分を「基本」から「保守」に変更しました。
- ニュース指数は1月上旬より上昇基調にあり、良好な投資環境を示唆してきましたが、1月下旬以降、特に中国のセンチメントが弱含んだことから、上昇基調が一巡しました。RAIについては低位での推移が継続しており、投資環境の弱さを示唆しています。

今後の市場見通し

- 新型コロナウィルスの感染拡大による、消費の落ち込みや工場の生産遅延等が懸念されていますが、各国中銀の予防的な金融緩和スタンスや企業業績の回復期待などが相場を下支えしています。ただし、発生源の中国や地理的に近いアジア株式市場では、欧米株式に比べて上値の重い動きとなっています。
- 今後、新型コロナウィルスの感染拡大による経済への影響がある程度確認され、企業や個人の投資マインドが持ち直し、景気回復が力強さを増すかどうかが、金融市场にとって重要なポイントになると考えています。

※上記の今後の市場見通しは当資料作成時点のものであり、当ファンドの将来の運用成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。



ファンドの特色

1. 世界各国の幅広い資産への分散投資を行い、中長期的な目標リターンの獲得を目指します。

- 投資対象とする外国投資信託証券は上場投資信託証券（ETF）への投資を通じて、世界の債券、株式およびリートに幅広く分散投資します。

- 中長期的な目標リターンとして短期金利相当分+年3%程度※を目指して資産配分を行います。

- 資産配分にあたっては、ビッグデータ・テキスト分析など、先端テクノロジーを活用します。

※目標リターン（短期金利相当分+年3%程度）は一定の収益を得ることができる運用を意味するものではなく、またその達成を示唆あるいは保証するものではありません。

※目標リターン（短期金利相当分+年3%程度）は各コースの信託報酬および各コースが投資対象とする外国投資信託の運用報酬等控除後のものです。

2. ライフステージや目的にあわせて、決算頻度、資金払出しの割合の違いによる3つのコースをご用意しました。

- （資産成長型）は、年2回（原則として毎年1月および7月の15日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配金額を決定します。分配を抑制するとともに、投資資金の安定的な成長を目指します。

- （3%目標受取型）（6%目標受取型）は、年6回（原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の15日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、分配を行います。

（3%目標受取型）は、目標分配率の年3%（各決算時0.5%）相當に応じた分配（資金払出し）を奇数月に行うことを目指します。（6%目標受取型）は、目標分配率の年6%（各決算時1%）相當に応じた分配（資金払出し）を奇数月に行うことを目指します。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3. 運用に当たっては、日興グローバルラップからの投資助言を活用します。

- 日興グローバルラップは、資産配分の策定や運用アドバイザーの評価など、資産運用サービスを幅広く提供するコンサルティング・カンパニーで、アセットアロケーション型の公募投信に豊富な実績を有します。

* 日興グローバルラップは委託会社の子会社です。（100%出資）

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〈ご留意いただきたい事項〉

●目標リターンについて

・目標リターン（短期金利相当分+年3%程度）は一定の収益を得ることができる運用を意味するものではなく、またその達成を示唆あるいは保証するものではありません。

・目標リターンに用いる短期金利は、2019年7月末現在、1ヶ月円LIBORを基に算出するものを指しますが、市場環境に応じて類似の指標を用いることがあるほか、予告なく変更する場合があります。

●目標分配率について

・目標分配率とは、基準価額に対する分配率の目安を示すものであり、実際の支払額を保証するものではありません。また、各コースの利回りを示唆あるいは保証するものではありません。

・目標分配率は、各コースの決算日の基準価額に対する比率となります。

・（6%目標受取型）は、中長期的な目標リターンを達成した場合においても、それよりも多くを分配（資金払出し）するため、実質投資元本の取崩しとなります。そのため投資元本は小さくなり、結果的に概ね分配の都度分配金の金額は小さくなっています。

●分配金について

・（3%目標受取型）および（6%目標受取型）の分配金は、投資収益にかかわらず目標分配率に応じて払い出すため、投資収益が目標リターンを下回る場合には、分配金の一部または全部が元本取崩しによって充当されます。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託が投資対象とするETF等は、主として内外の株式、債券および不動産投資信託（リート）を投資対象としており、その価格は、保有する株式、債券および不動産投資信託（リート）の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託が投資対象とするETF等の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

■ 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことになります。

■ 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度（税制、建築規制、会計制度等）の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

投資対象とする外国投資信託において投資するETFについて為替ヘッジを行う場合は、為替変動の影響は軽減されます。

■ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入出に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

分配金に関する留意事項

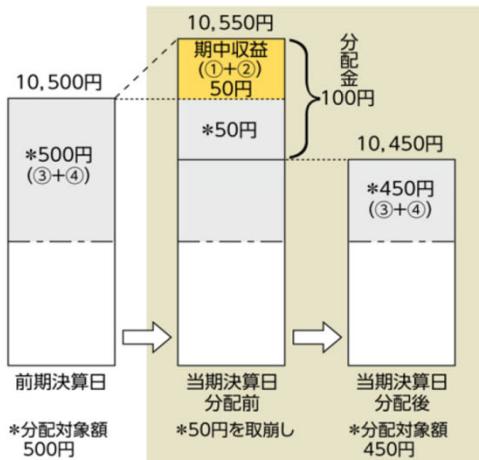
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



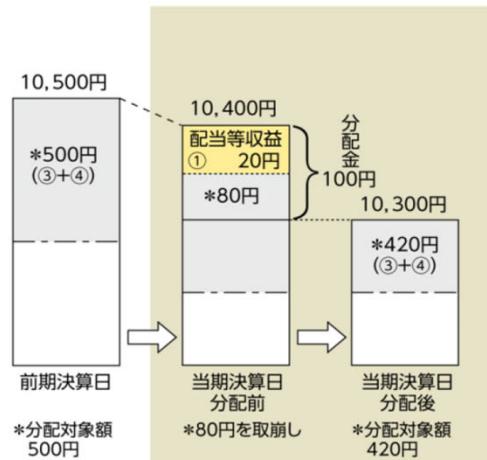
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

[前期決算日から基準価額が上昇した場合]



[前期決算日から基準価額が下落した場合]

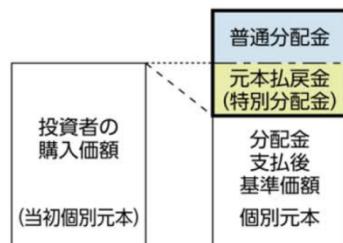


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合]



[分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合]



普通分配金：個別元本（投資者のファンド購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本戻し金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本戻し金（特別分配金）の額だけ減少します。

お申込みメモ**購入単位**

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

購入代金

販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払ください。

換金単位

販売会社または委託会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目以降にお支払いします。

信託期間

無期限（2018年8月31日設定）

繰上償還

委託会社は、各ファンドの基準価額（1万口当たり。支払済み分配金を加算しません。）が2,000円を下回った場合、短期金融商品等による安定運用に順次切換えを行い、基準価額が2,000円を下回った日の翌営業日から起算して3ヵ月以内に繰上償還します。

委託会社は、各ファンドの投資対象とする外国投資信託が信託を終了する場合または外国投資信託の分配方針の変更により各ファンドの商品の同一性が失われる場合には、繰上償還します。

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が20億口を下回ることになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることができます。

決算日

(資産成長型)

毎年1月および7月の15日（休業日の場合は翌営業日）

(3%目標受取型) (6%目標受取型)

毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の15日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

(資産成長型)

決算日に、分配方針に基づき分配金額を決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

(3%目標受取型) (6%目標受取型)

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

<共通>

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

配当控除の適用はありません。

お申込不可日

ニューヨークの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

スイッチング

販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングを取り扱う場合があります。また、販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

○ 購入時手数料

購入価額に**2.20%（税抜き2.00%）を上限**として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○ 信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

○ 運用管理費用（信託報酬）

ファンドの純資産総額に**年0.858%（税抜き0.78%）**の率を乗じた額です。

※投資対象とする投資信託の信託報酬を含めた場合、**最大年1.603%（税抜き1.525%）**となります。投資対象とする投資信託が組入れを行っているETFの管理費用を含んでいます。管理費用は年度によって異なる場合があるため変動します。

○ その他の費用・手数料

上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社

ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

ホームページ： <https://www.smd-am.co.jp>

フリーダイヤル： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

受託会社

ファンドの財産の保管および管理等を行います。

株式会社 S M B C 信託銀行

販売会社

ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。



販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	一般投資社団法人 第二種金融商品取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	一般投資社団法人 第二種金融商品取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	備考
いよいし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第24号	○		○				
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第21号	○						
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第10号	○						
七十七証券株式会社	金融商品取引業者 東北財務局長（金商）第37号	○						
八十二証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第21号	○		○				
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号	○						
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第8号	○						
株式会社愛知銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第12号	○						
株式会社青森銀行	登録金融機関 東北財務局長（登金）第1号	○						
株式会社阿波銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第1号	○						
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第2号	○			○			
株式会社北九州銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第117号	○			○			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第8号	○						
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長（登金）第6号	○						
株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第3号	○						
株式会社十八銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第2号	○						
株式会社親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第3号	○						
株式会社第四銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第47号	○			○			
株式会社中国銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第2号	○			○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関 北陸財務局長（登金）第7号	○						
株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第15号	○						
株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長（登金）第10号	○			○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第5号	○			○			
株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第7号	○			○			
株式会社北越銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第48号	○			○			
株式会社みなど銀行	登録金融機関 近畿財務局長（登金）第22号	○			○			
株式会社もしじ銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第12号	○			○			
株式会社山口銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第6号	○			○			
株式会社横浜銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第36号	○			○			

<重要な注意事項>

■当資料は三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。■当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。■投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。■投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。■当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。■当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。

作成基準日：2020年2月19日



三井住友DSアセットマネジメント